

2025年12月19日

貿易証明申請者 各位

福岡商工会議所

【重要】台湾向け日本産食品をご申請の方へ 産地・指定文言を記載する特別対応の廃止について

平素より、福岡商工会議所の貿易関係証明事業をご利用いただきありがとうございます。
2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、台湾政府は日本産食品に対して輸入規制を行っていましたが、本年11月21日(金)に規制撤廃を公表しました。これにより、これまで一部の食品を台湾に輸出する際に必要とされた放射性物質検査報告書と産地（都道府県名）の証明が不要となりました。

当所では、農林水産省の要請に基づき、2022年3月から原産地証明書に本来は記載できない指定文言と産地（都道府県名）の記載を認める特別対応を行っておりましたが、今回の規制撤廃に伴い、この指定文言と産地の記載は不要となります。

つきましては、台湾向け日本産食品の原産地証明書においても、通常の申請ルールを適用いたします。該当するご申請者各位におかれましては、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 台湾向け日本産食品の原産地証明書について

以下の記載を不可とし、12月22日(月)より通常の申請ルールを適用いたします。

記載できない／記載不要となる内容：

- ・「備考欄（6. Remarks 欄）」：**産地（都道府県名）の記載**
- ・「備考欄（6. Remarks 欄）」：**台湾指定文言*の記載**

(*This certificate of origin is issued by ~で始まる一文)

「通常の申請ルール」：

商工会議所が発行する原産地証明書は、原産「国」を証明するものであり、生産・製造された都道府県までは証明できません。そのため、今後は備考（6. Remarks）欄に「Place of Manufacture:都道府県名」の形式で記載することはできません。

なお、産地（都道府県名記載）に関する証明を必要とする場合は、**サイン証明**での対応は可能です。

【ご参考】プレスリリース・農林水産省サイト
台湾が日本産食品の輸入規制措置の撤廃を公表
https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kisei/251121.html

以上